

第三セクター等改革推進債の創設（地方財政法の一部改正）

- 地方交付税法等の一部改正をする法律案において、地方財政法を改正し、第三セクター等の抜本的な改革に必要な経費の財源に充てる地方債の特例規定を設ける。

背景

- 平成21年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が本格施行
- 経済財政改革の基本方針2008
⇒ 「経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」
- 債務調整等に関する調査研究会（座長：宮脇北海道大学公共政策大学院教授）
⇒ 「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書」をとりまとめ

概要

1. 対象経費

- 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

◇ 第三セクター

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等（破産・民事再生等）を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（※）

◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（※）

◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止を行う場合に必要となる経費（地方債の繰上償還費等）

※ 第三セクター・公社については地方公共団体からの短期貸付金の整理に要する経費を含む。

2. 対象期間

- 平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

3. 発行手続

- 議会の議決
- 総務大臣又は都道府県知事の許可